

名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の制定について

名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月23日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域等)

第 2条 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域は、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 8条第 1項第 1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域（以下「制限地域」という。）とする。

- (1) 第 1種低層住居専用地域
- (2) 第 2種低層住居専用地域
- (3) 第 1種中高層住居専用地域
- (4) 第 2種中高層住居専用地域

2 届出住宅の敷地が制限地域の内外にわたる場合における前項の規定の適用

については、その敷地の過半が制限地域に属するときには、その敷地の全部について、同項の規定を適用し、その敷地の過半が制限地域の外に属するときには、その敷地の全部について、同項の規定を適用しない。

3 住宅宿泊事業を実施してはならない期間は、月曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までを除く。）とする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年 6月15日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、住宅宿泊事業法の制定に伴い、住宅宿泊事業の実施の制限に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参考)

参 照 条 文

1 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）抜すい

（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）

第18条 都道府県（第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

2 住宅宿泊事業法施行令（平成29年政令第273号）抜すい

（住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準）

第1条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第18条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第18条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。
- (2) 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。
- (3) 住宅宿泊事業を実施してはならない期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。

